松 山 大 学 論 集 第 22 巻 第 4 号 抜 刷 2 0 1 0 年 10 月 発 行

清代中期四川巴県における貨幣流通

――『巴県档案』を史料として ――

李 紅 梅

清代中期四川巴県における貨幣流通

――『巴県档案』を史料として ――

李 紅 梅

はじめに

清代の貨幣使用について、主に銀両が遠距離間と高額な取引、銭が小額な取引と日常生活に使用されたという通説になっている。しかし、筆者は清代における貨幣流通実態について、福建・京師の土地売買契約文書の考察より、18世紀中葉から19世紀後半まで秤量銀両使用から計数銅銭・銀元使用への転換が顕著になり、貨幣使用は地域内の経済発展状況と深く関わったことを明らかにした。しかしながら、銅銭が高額な土地売買において基準貨幣として使われたことについてまだ解明する必要があると思われる。

本稿は民間の契約文書を通じて、県という末端の地方社会における貨幣の使用実態を分析することを目的としている。四川省の巴県を研究対象とする意義は以下のとおりである。①清代巴県档案の存在である。乾隆22年(1757年)から宣統3年(1911年)まで154年間で、約11.3万巻の地方史档案史料群の一部分は『清代巴県档案匯編』(乾隆巻)3。『清代乾嘉道巴県档案選編』4に編

¹⁾ 拙稿「清代における福建省の貨幣使用実態-土地売券類を中心として-」『松山大学論集』第18巻第3号,2006年8月;「清代福建省における経済発展と貨幣流通」『松山大学論集』第19巻第1号,2007年4月。

²⁾ 黒田明伸は高額の不動産に銅銭を使用したことについて「銅銭と銀両が高額の不動産の取引において銭建て使用の事例がみられ、銀と銭の使用範囲は地理的にも取引額の大小においても相互浸透的で、条件により可変であったととらえてよい」と指摘した(『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、1994年、37頁)。

³⁾ 四川省档案館編『清代巴県档案匯編』档案出版社, 1991年。

集、出版され、利用可能になっている。②すでに四川の牙行、脚夫等炭鉱と寺院経営等地租関係でなどの研究に利用されている。このように広範に利用されたのは訴訟案件記録の中の契約であったので、信頼性がもっとも高いものであったと認識されているからである。ただし、貨幣に関する方面ではまだ利用されてはいないようである。③筆者は清代銅銭鋳造量や省ごとの1人平均銅銭使用量の推計を整理していく過程で、四川省は雲南と貴州以外に、それらに続く3番目ぐらいに位置した省であろうと類推している。四川の制銭鋳造が順治期からではなく、雍正10年に成都府で開始したとみられ、乾隆期から年間13万貫余りを設定した。巴県は四川省重慶府下の一つ県として、また府城の所在地として、制銭を鋳造している省都の成都とはやや離れているが、商品交易の中継点として、貨幣使用のベストポジションに位置しているとも言えるであろう。④四川省の食糧が湖広に輸出され、棉花を輸入している中で、福建・広東の外国銀貨使用の影響が四川にもたらされているかどうかにも興味がある。

第1節 清代巴県の概況

四川巴県は現在の重慶市中区であり、嘉陵江と長江の合流点として、歴史的には重要な戦略要衝として、四川東部の政治・経済・文化の中心であった。明末清初、四川省は半世紀の戦乱を経て、人口が激減し、農業が衰弱してきたと言われ、清政府の移民政策・開墾政策により、四川地域経済の復興を促進した

⁴⁾四川省档案館,四川大学歷史系主編『清代乾嘉道巴県档案選編』四川大学出版社,(上冊)1988年,(下冊)1996年。

⁵⁾ 山本進『明清時代の商人と国家』研文出版, 2002年。

⁶⁾ 宮嵜洋一「清代四川省の鉱山と寺院経営-重慶府巴県の炭鉱経営史料を中心に-」大正 大学史学会『鴨台史学』7号,2007年。

⁷⁾ 魏金玉「清代押租制度新探|『中国経済史研究』1993年第3期。

⁸⁾ 同年代の中国貨幣流通実態に関する主要文献である岸本美緒「「七折銭」の慣行について」及び「清代の不動産売買における貨幣使用」(『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年)でも四川についてはふれられていない。

⁹⁾ 拙稿「清代における銅銭鋳造量の推計-順治~嘉慶・道光期を中心として-」『松山大学論集』第21 巻第3 号、2009 年 3 月。

と認識している1[®] その際,近隣の省,特に湖広から多数の移民が四川に流入してきたことを「湖広塡四川」¹¹⁾ という表現で描写されている。この事例に関しては,乾隆 34(1769)年の巴県戸籍統計が1冊残されており,そのなかでは,総計370戸数中に64戸が湖広出身と記されている1[®] 人口流動とともに長江を利用して,四川と湖広の交易活動も盛んとなった。そして,その中継点になったのが重慶府の巴県であった。この点について,山本進は流通体系においてもっとも重要な牙行制度を分析し,牙税の増加率を算出した結果,巴県は雍正期から急成長して,18世紀前半まで四川の商業の中心となり,19世紀初頭には比重的に低落していたが,全省の4分の1を占めており,その優位性が依然として高かったと指摘している1[®]

重慶府の役所の所在地でもあった巴県における明朝頃の人丁は 14,926 丁で,人口数に換算すると,7万余人になるが,乾隆 23 (1758) 年に編集・審査した人丁は 15,638 丁であったので,78,000 人になる 40 嘉慶 21 (1816) 年『四川通志』に,巴県には 75,743 戸で,合計 218,779 丁口であると記載されている 50 道光 4 (1824) 年に総計 82,053 戸で,386,478 丁口になった 50 清朝成立以来,移民により,乾隆 23 (1758) 年に明代の人口数に到達したあと,人口増長の趨勢が持続していたと推測できる。

¹⁰⁾ 彭朝貴・王炎主編『清代四川農村社会経済史』天地出版社,2001年;孫暁芬『清代前期 的移民填四川』四川大学出版社,1997年;山田賢『移住民の秩序』名古屋大学出版会,1995 年。

^{11) 『}魏源記』中華書局, 1976年, 388頁。湖広は四川を補塡するという意味である。

^{12) 『}清代乾嘉道巴県档案選編』(下冊) 305-310 頁。

¹³⁾ 同5,14-16頁。嘉慶21年序刊『四川通志』巻六七,権政により記されている表1-2 の牙税銀には,巴県が183.5両になっていたが,『道光重慶府志』に103.5両に記載されている。

¹⁴⁾ 乾隆『巴県志』巻之三, 賦役。人丁は16歳~59歳の成年男子に課された人頭税。人丁と実際人口の換算比例は1:5で計算する。(彭朝貴・王炎主編『清代四川農村社会経済 史』68-69頁を参照)

^{15) (}清) 楊芳燦等撰『四川通志』嘉慶 21 (1816) 年,巻六五,食貨・戸口,2266頁。この数字は『道光重慶府志』((清) 寇宗纂,王夢庚修巴蜀書社,1992年) に引用している。丁口は人丁と納税していない人も含まれている。

¹⁶⁾ 同12,341頁。

巴県は乾隆期に城内 29 坊,城外 15 廂があったが;" 道光 4 (1824) 年に城内外合計 42 坊廂で 84 甲になっていた;。『清代乾嘉道巴県档案選編』には坊・廂について一部の記録が残されている。嘉慶 18~20 年の戸数,人口数,従事業種などを表 1-1 で示す。

表1-1 嘉慶期の巴県における社会構成統計

時期	地名	戸数(人	口数)	職種と従事個数
嘉慶18年	紫金坊·霊壁坊	534 (2, 02	28人)	銅銭両替店46, 紙店11, 扇子店12, 散髪屋11, お茶屋12, 銀店1, 鉄店1, 針店3,煙草屋10, 肉屋8, 酒屋9
嘉慶18年	節里八甲	171		自作農96, 小作農55, 売買7, 手伝い10, お坊さん3
嘉慶18年	仁里九甲水口団	133		自作農54, 小作農70, 雇用7
嘉慶18年	紅炉老厰 (廉里) *	208		地主1,小作農14,鉄関連108,石炭7, 酒屋10,油屋3,雇用19,裁縫3, 薬屋2,民宿2,行商人5
嘉慶18年	仁里十甲	82		地主23, 自作農29, 小作農24, 貿易2, 医者1, 大工1
嘉慶19年	孝里七甲	204		地主16, 自作農28, 小作農147, 店1, 漁業1, 貿易1
嘉慶19年	忠里十甲	48		自作農19, 小作農27, 塾 1
嘉慶20年	智里六甲	105		地主27, 小作農71, 雇用1, 炭焼き1
嘉慶20年	仁里九甲	227 (95	53人)	自作農98, 小作農73, 雇用43, 教育 6, 読書人 3
嘉慶20年	仁里十甲林家曹団	120 (42	22人)	地主21, 自作農32, 小作農58, 雇用7
嘉慶20年	直里□甲人和団	180 (63	33人)	地主17, 自作農33, 小作農81, 貿易10, 船運送4, 手伝い19, 裁縫1, 石屋1, 学校6, 靴屋1
嘉慶20年	慈里六甲石派柱団	160 (97	70人)	自作農29, 小作農123, 雇用2, 裁縫1, 大工2, 小役人1
嘉慶20年	節里十六甲涼水井団	77 (26	69人)	飯店14, お茶屋9, 酒屋5, 薬屋3, 民宿4, 手伝い7, 小作農7, 銀両替店1, 布4
嘉慶20年	直里四,五甲石堰団	90 (36	64人)	自作農51, 小作農38, 売買1
嘉慶20年	正里二六甲宝龍団	220 (83	36人)	自作農47,小作農91,不明1

出所: 『清代乾嘉道巴県档案選編』318-328 頁。 *乾隆『巴県志』巻之二, 坊廂による。

巴県は明代において八坊二廂が編制されていたが、康熙46(1707)年に知 県孔毓忠は城内二十九坊、城外十五廂、江北六廂に改編し!9 清初期の西城 里・江北里・居義里・懐石里という4里から忠里・孝里・廉里・義里・祥里・ 節里・仁里・智里・慈里・礼里・直里・正里という十二里を改編して、一里ご とに十甲があった 20 紅炉老厰は廉里に所属していたので 21 表 1-1 には 12 里 の内に8里を取り上げている。分かる範囲内の戸数と人口数を見ると、1世代 が大体4人で構成され、一甲において戸数が一致していない。従事した業種と 個数から分かるように、携わっている生活手段が農業と商業に分けられていた と考えられる。紫金坊・霊壁坊、紅炉老厰、節里十六甲涼水井団が庶民の生活 に関わっている商売を中心としており、それら以外の甲が農業に主に従事した ことなどがうかがわれる。すなわち、城内にある紫金坊・霊壁坊では商業的な 市場が形成されていた。銀店1軒と銅銭両替店が46軒あり、銅銭と銀両の兌 換需要は非常に高かったと推測できる。筋里十六甲涼水井団にも主に商売をし ていた店が多数あり、戸数全体77戸に対して小作農が7戸でしかなく、他は すべて農業以外の商売に従事しており、銀両替店が1軒であった。農業に従事 する甲にはそれぞれ地主・自作農・小作農が存在していたが、1甲における地 主・自作農・小作農の比例が多少異なっていた。そして、甲なかでは、農地に かかわる土地売買、小作料の問題がたくさん存在したことが考えられる。

第2節 契約関係文書からみた貨幣使用

『清代乾嘉道巴県档案選編』は農業生産と土地関係,工商業という3部を構成している。第1部は水利灌漑,農園経営,経済作物の栽培などに関する土地売買の契約と紛争である。第2部は各業種の規則、石炭・銅・綿・食糧・製糖

¹⁷⁾ 乾隆『巴県志』巻之三, 賦役。

¹⁸⁾ 同12,341頁。

¹⁹⁾ 乾隆『巴県志』巻之二, 坊廂。

²⁰⁾ 前掲書。巻之二, 郷里。

²¹⁾ 前掲書。

など商業売買の契約と紛争である。第3部は社会状況についてである。この資料に各種類の契約と経営紛争の訴訟において貨幣がどのように使用されていたのかその実態や物価関係などの記述があり、現地経済に関する分析に有益である。本稿では第1、2部の資料から乾隆・嘉慶・道光期ごとに貨幣使用状況を整理し、農地の売買・質地、店舗の売買と質地・手付金、貸付を主に取り上げる。

例1:

费仁先卖田地文约

立永远卖田地,房屋基址,园圃,柴山,竹山,阴阳二宅文约人费仁先,同子弥章,元章,华章,同长孙宏道。

情因负债难偿,拖累日深,是以父子祖孙商议,愿将祖父遗留受份田地并长孙田地地名秧田弯全份,田地栽种1石,载粮一钱四分六厘八毫三系。其四至界畔:…中略…仁先父子孙自请中证是样不留,情愿尽卖与表戚杜豫宏名下子孙永远管业。彼即凭众公议,时值田价银三百四十零五两,制钱八百文折算,书画一包在内。杜豫宏现交仁先父子祖孙凭众亲收讫,不少分厘。自卖之后,听从杜姓住坐,耕输,拨合,迁修,开垦,蓄伐,仁先子孙已生未生永不称言加补取赎。…中略…四至界畔,当众踩踏清楚,并无包卖,倘本族人等异言,父子祖孙一面承值此系仁先父子祖孙心甘情愿,并无逼勒勉强。欲后有凭,故立尽卖文契一纸,与杜姓子孙永远为据。

乾隆三十三年十二月十九日 立永卖田地文约人 费仁先

费灿然

凭亲邻 费明章

费辉然

出所: 『清代乾嘉道巴県档案選編』(上冊) 88-89頁。

例1の下線部分は一件当たりの土地取引に貨幣の使用状況・種類・金額が記載されているところである。すなわち、「銀345両で、制銭800文で換算する」

という貨幣に関わる内容が示されており、このようなデータを契約文書原文から抽出し、整理した表が表2-1である。

まず、表2-1は『清代乾嘉道巴県档案選編』と『清代巴県档案匯編』に編集された土地の売買と質地に関する契約文書を整理したものであり、『清代乾嘉道巴県档案選編』に農地売買66件と『清代巴県档案匯編』(乾隆巻)の中の土地売買契約の6件を利用して、合計72件になる。更に、農地の質地55件を加えれば、農地関連の契約文書は総計127件になり、表2-1ではその数値も示している。乾隆元(1736)年から道光30(1850)年まで、20年ごとに6期に分けて、銀両表示、「銀・銭」、「銀+銭」、銅銭表示の順番で各年の件数を計上した。「銀・銭」という場合、例1「銀三百四十零五両、制銭八百文折算(銀345両毎両制銭800文で換算する)」というように、銅銭・銀両の比価を明示した件数である。「銀+銭」と標示した場合、一通の契約に「銀両50両と銅銭8千文」220というように銀両と銅銭が同時に使用されたが、銅銭・銀両の比価

表 2 一 1	清代四川巴県における	る土地売買契約文書の貨幣使用

取引文書別	農地の売買(72件)			農地の質地(55件)				農地の売買と質物(127件)				
貨幣種別 時期	銀 (両)	銀・銅	銀+銅	銅 (千文)	銀 (両)	銀・銅	銀+銅	銅 (千文)	銀 (両)	銀・銅	銀+銅	銅 (千文)
①1736-1755 乾隆元-20	2 (127)			2 (6)					2 (127)			2 (6)
②1756-1775 乾隆21-40	4 (193)	2		6 (198)				6 (46)	4 (193)	2		12 (122)
③1776-1795 乾隆41-60	6 (224)			8 (642)	3 (59)			9 (39)	9 (141)			17 (341)
④1796-1815 嘉慶元-20	12 (300)		1	2 (444)	21 (147)				33 (224)	1		2 (444)
⑤1816-1835 嘉慶21-道光15	14 (439)			(30)	7 (166)		1	4 (30)	21 (303)		1	7 (30)
⑥1836-1850 道光16-30	7 (648)			3 (185)	3 (37)			1 (4)	10 (343)			4 (94)

出所:『清代乾嘉道巴県档案選編』(上冊) 67-141頁;『清代巴県档案匯編』(乾隆巻) 13-21 頁の中の土地売買契約の6件を利用して、整理。 を明示していない件数である。そして,取引の規模を観察するために,1件ご との平均額も算出している。銅銭表示の単位は千文で表示している。

72 件の農地の売買を見ると、①期に銀両表示と銅銭表示が 2 件ずつ存在した。乾隆 $21\sim60$ 年に銅銭表示がやや多く、嘉慶元 (1796) 年から道光 30 (1850) 年の間に、銀両表示の件数が多くなった。史料により乾隆 33 (1768) 年と 40 (1775) 年に「銀・銅」表示が 2 件現れ、1 件が取り上げている例 1 であるが、もう1 件は乾隆 40 年の契約に「紋銀 937 両整は銅銭 937 串整」 と書かれていた。すなわち、この 2 件の場合、銀両で表示しながら、実に、銅銭で決済することが認められた。「銀+銅」表示は④期に 1 件あった。

55件の農地の質地の場合,銅銭表示が乾隆 29 (1764) 年から 54 (1789) 年まで 15 件が連続的に現れ,乾隆 55 (1790) 年から銀両表示が出て来た。道光 4 (1824) 年に「銅銭二百一十千零三〇六文,九五色銀十一両一銭三分正」²⁴⁾ というように「銀+銅」表示が 1 件あった。土地関係の契約文書 127 件を見ると,乾隆 60 (1795) 年までに銅銭表示が多く使用され,嘉慶期以降,銀両表示が多くなった中で,銅銭表示も存在した。

そして、農地取引の規模を見ると、1件平均額は銀両表示の場合には大体 $127\sim648$ 両の間で、銅銭表示の場合、 $6\sim642$ 千文の間であった。銀銭比価 1 両=1,000 文で計算すると、 $\lceil 642$ 千文=642 両」になり、これは銀両表示の平均最高額 648 両と同程度である。そして「銀・銭」表示には「銀 937 両=銅銭 938 串で決済する」と明記していた。この点からも高額でも銅銭が用いられたことが確認できる。そして、その 1 両=1,000 文という銀銭比価が実際の取引のなかで長期的に維持していたと考えられる。

次に、店舗売買と質地の33件と店舗の手付金の23件について表2-2のように整理した。件数は余り多くないので、貨幣使用の動向が判断しにくいとこ

^{22) 『}清代乾嘉道巴県档案選編』(上冊) 97頁。

²³⁾ 同 22, 90-1 頁。

²⁴⁾ 同22, 137-8頁。

取引文書別 店舗の売買と質地(33件) 店舗の手付金(23件) 合計(56件) 貨幣種別 銀 銀 銅 銀 銅 (千文) 時期 (面) (画) (文) (面) (文) (1)1736 - 17551 1 乾隆元-20 (54)(80)2 (2)1756 - 1775乾隆21-40 (35)(1.900)31776 - 17953 4 3 6 乾隆41-60 (149)(48)(12,500)(4)1796 - 18152 3 5 嘉慶元-20 (87)(28)(5)1816 - 183511 5 16 3 1 2 嘉慶21-道光15 (535)(2,000)(100)(66)61836 - 18508 9 18 1 1 (6.500)道光16-30 (360)(56)

表2-2 清代四川巴県における店舗売買の貨幣使用

出所: 『清代乾嘉道巴県档案選編』 29-83 頁。

ろがある。乾隆初期から銀両表示と銅銭表示が1件ずつあり、①-③期に銅銭表示のほうがやや多かったと見られる。④-⑥期に件数が多くなり、銀両表示がやや多く見られる。1件平均額をみると、店舗の売買と質地の場合、銀両表示が54~535両の間であり、銅銭表示は35~100千文の間であった。店舗の手付金の場合、単位「文」で表示しており、平均額の規模が小さくなっている。「銀・銭」表示のような契約が下記の例2だけである。

例2:

王晟三当约

立当契文约人王晟三

今将已分朝天观右首店房二间,子一座,通前直后一并请合中证街邻说合,出当与陈德风名下管业。当日,三面议定,王姓得受<u>当价银二十两,大市通用钱六十五千正</u>,共银钱八十五千正。其钱当日凭中亲手付王晟三收纳,二家并无帐债准折,亦无私弊情窦。凭中酌议,自当之后,原主开拨生意,每年照季完租。其店面出当之后,王姓家族人眷勿得异言别故。此系二

家心平意愿,亦无勒逼套诱之弊。除店面秀丽,俱以王姓检点,不与陈姓相 涉。倘天意不测,事修理基地在外。今恐人心不古,立当约为局。

乾隆五十一年八月初六日凭中当价市钱三十八串文正入手现交。

乾隆四十八年八月二十日 立当契文约人王晟三

凭街邻 程明辉 地主 王洪道 约坊 王玉顺

出所: 『清代乾嘉道巴県档案選編』(下冊) 38 頁。

線を引いている所から明らかなように「銀 20 両と市場の通用銭 65 千文は合計銀と銭で 85 千文になる」とであり、すなわち、銀 20 両は銀銭比価 1:1,000で計算して、20 千文であった。表 2-2では銅銭表示で計上している。

店舗の契約文書から乾隆期に銅銭表示も現れたが, 嘉慶期以降, 銅銭表示があったものの、銀両表示の件数が多く見られる。

最後に、103件の貸し付けについての貨幣使用を整理している表2-3と表2-4から説明しよう。貸し付けの契約には銀銭面の貸し付けが99件あり、穀物が4件あった。②期から銀両表示2件があり、銅銭表示が11件あった。③期に3件の銀両表示と22件の銅銭表示があった。④期に銀両表示18件と銅銭表示が5件あり、⑤期に銀両表示と銅銭表示の件数が同程度であった。そして、「銀・銅」表示が道光11(1831)年に「銀十二錠一元、共重一百二十一両零三銭、共合銭一百七十串文正」55「銀二十四、共合銭三十千文正」36というような2件が現れた。銀銭比価を計算すると、前件は1両=1,406文になるが、後件は1両=1,250文になる。契約をみれば、買主郭徳侖がそれぞれの売主から買ったことが分かっている。但し、その同年に購入していたのに、銀銭比価

²⁵⁾ 同12,128頁,「郭徳侖買銀約」。

²⁶⁾ 同12, 129頁,「郭徳侖買銀約」。

の差はなぜ存在したのか。買主はなぜ納得していたのか。銀両の質が書いてい なかったので、銀両の品質と純度には差異があれば、高質な銀の比価が高かっ たことが考えられる。

表2-4の貨幣額面からみれば、銅銭表示が小額の件数が多かったが、100 千文以上の件数も10件あった。貸付においても、銅銭表示の高額な契約も存在した。

表2-3 清代四川巴県における貸し付けの貨幣使用

取引文書別	貸付(103件)								
貨幣種別時期	銀 (両)	銀・銅	銅 (千文)	穀物					
①1736-1755 乾隆元-20				1					
②1756-1775 乾隆21-40	2 (110)		11 (15)						
③1776-1795 乾隆41-60	3 (198)		22 (34)						
④1796-1815 嘉慶元-20	18 (76)		5 (2)	1					
⑤1816-1835 嘉慶21-道光15	19 (119)	2	17 (105)	2					

出所:『清代乾嘉道巴県档案選編』139-166頁。

表 2 - 4 貸付契約の貨幣額面(99件を対象として)

20 - 301330431130	113 113 113	11 0 2 3 3 3 0 0	- /
額 面	銀	銀・銅	銅
5両・5千文未満	3		19
5~10両・千文未満	1		5
10~30両・千文未満	11	1	14
30~50両・千文未満	1		6
50~100両・千文未満	9		1
100両·千文以上	17	1	10

出所:『清代乾嘉道巴県档案選編』139-166頁。

注:穀物4件を除く。

以上の分析により、全体からみると銅銭表示が乾隆期から始まり、嘉慶期以降より件数が多く見られた。乾隆期に、銅銭使用が銀両使用より浸透していたことを明らかにした。銀両表示の場合は「紋銀96色」など銀両の質を明確に書いてあり、銅銭表示の場合は「千文」という単位で表示した件数も多かったという特徴がある。

第3節 物価関係からみた貨幣使用

『清代乾嘉道巴県档案選編』に訴訟案件の記録に物価情報は詳細に残されている。穀物、棉花、布、牛・馬・羊、鉄と鉄製品、木材などの価格から、やや多く数値が記されている穀物・棉花・布等のデータを取り上げて、表3-1と3-2で整理してみた。また表3-3で賃金についてまとめた。目的の一つはその物価と賃金を通じて、巴県の物価水準と庶民の生活状況を窺えると考える。

表 3-1 には米、穀、もち米、新米、古米などの価格を乾隆 24 (1759) 年から道光 29 (1849) 年まで示している。これら商品は銀建価格と銭建価格で表示されており、市場内で同時に存在していたが、乾隆期には銅銭表示がやや多かったと思われる。

表3-2の棉花価格の場合、銀両表示が多くなり、銅銭表示が少ない。布の場合は種類により若干異なるが、銅銭表示と銀両表示が並存していた。

表3-3の清代巴県における賃金を見ると、1件が銀建価格で表示した以外に、ほとんど銅建価格で示されていた。この点については、清代前期において農業雇用価格について既に銅銭が主要な支払い手段として、労働力を評価する尺度として用いられたと呉量愷²⁷⁾が指摘している。労働者が日々の生活で最も頻繁に使われる貨幣を望んだ事が大きいと考えられる。一ヶ月間、一年間の場合も銅建価格で決めていたことは賃金として銀両で支払うことにより、日々銅銭が用いられたことや、後述したように銀と銅銭を交換した時に、私鋳銭な

²⁷⁾ 呉量愷「清前期農業雇用的工価」『中国社会経済史研究』1983年2期。

表 3-1 清代巴県における穀物の価格

年	月	品質	単位	銀建価格 (両)	銅建価格 (文)	年	月	品質	単位	銀建価格 (両)	銅建価格 (文)
乾24	1759	米	1石	2.08		道 5	1825	穀	1石	2.0	
隆30	1765	米(未刈り)	1石		800	光 6	1826	米	1石	5.2	
34	1769	酒用米	1 斗		350	7	1827	米	1石	4.0	
42	1777	米	1 斗		250			米	1石	5.05	
44	1779	穀	1石3斗		1,625	8	1828	麦	1 斗		465
		新麦	1石		2,000	9	1829	穀	1石	1.5	
46	1781	米	1 斗		128			穀	1石		2,300
		米	1石2斗		3,200			新穀	1石		1,700
		穀	1石		8,000	11	1831	新穀	1石	2.0	
47	1782	穀	1石		800			新穀	1石	1.8	
51	1786	穀	1 斗		200			米	1 斗		560
		穀	1石		1,100			穀	1石	1.72	
59	1794	もち米	1石	2.2		12	1832	麦	1石	3.46	
嘉 7	1802	双山寺穀	1石	2.8		14	1834	もち米	1升		75
慶		教寺穀	1石	1.67		15	1835	米	1 斗		700
		九華山穀	1石	1.4		17		麦	1石	3.0	
14	1809	古米	1石	5.84		18	1838	穀	1石	1.81	
		新米	1石	3.0		19	1839	米	1 斗		600
18	1813	米	1石	5.92				籾	1石	1.38	
		麦	1石	5.4		20	1840	米	1升		80
25	1820	新穀	1石		1,500	21	1841	穀	1石		2,400
		穀(市場)	1石		2,000			新穀	1石		2,200
		米	1 半		450			穀	1 半		330
道元	1821	穀	1石	1.66		25	1845	穀	1石		2,000
光		新穀	1石		1,425	28	1848	榖	1石	1.62	
4	1824	米	1石		4,900	29	1849	籾	1石	1.88	
5	1825	米	1石	4.7				麦	1石		1,200

出所:『清代乾嘉道巴県档案選編』167-175頁。

3 ₹ 3 ⁻	R3 - 2 月11日宗にありる情化と中の神俗												
		ŧ	帛	花		布							
年	月	品質	単位	銀建価格 (両)	銅建価格 (文)	年	月	品質	単位	銀建価格 (両)	銅建価格 (文)		
乾54	1789	棉花	1包	23.88		乾34	1769	紅布	1疋	0.4			
隆		白花	1斤		160	隆39	1774	白布	1疋		300		
55	1790	白花	1包	26.09		57	1792	布	1疋		3,660		
		棉花	1包	25.88		嘉元	1795	布	1尺		97		
嘉 5	1800	棉花	1斤	0.27		道 4	1824	大布	1疋		1,260		
慶11	1806	棉花	1包	34.63				生糸	1 両	0.15			
		棉花	1包	35.73		11	1831	白布	1疋	0.7			
14	1809	棉花	1斤	0.3		12	1832	白布	1疋		1,200		
16	1811	棉花	1斤	0.18		14	1834	サージ	1尺		270		
17	1812	棉花	1包	31~32		17	1837	布	1疋		620		
20	1815	棉花	1斤		35,000	20	1840	紗	1疋	1.2			
道 5	1825	棉花	1包	26				糸	1 両	0.17			
光17	1837	棉花	1包	30									

表3-2 清代巴県における棉花と布の価格

出所:『清代乾嘉道巴県档案選編』176-7頁, 185-7頁。

30 | 1850 | 棉花 | 1包 | 23.66

どの被害などを考量すれば、銅銭を選択したことが当然である。

以上、物価関係のデータから、貨幣使用の動向について言い難いところもあるが、以下のように言うことができるであろう。乾隆期に庶民の日常生活に最も緊密に関わった穀物、賃金の場合、銅銭で用いられたことに対して、棉花、布の場合、銀両と銅銭が同時に使用した。そして、嘉慶期以降、賃金以外、銀両・銅銭で同時表示しているようになった。嘉慶期から銀両使用が多くなったことは第2節で分析した結果と概ね一致した。すなわち、乾隆期に銅銭が多く使用されていたと言える。

第4節 私鋳銭の問題

『清代乾嘉道巴県档案選編』に銅銭の私鋳銭に関する訴訟と重慶府発の禁止 令など嘉慶元 (1796) 年から道光 12 (1832) 年まで 16 件残っている。嘉慶十

表3-3 清代巴県における雇用工価

年	月	職種	期間	銀建価格	銅建価格 (文)	年	月	職種	期間	銅建価格 (文)
乾 5	1740	田植え	1日		70	13	1833	染め物屋の手伝い	1年	16,000
31	1766	店舗手伝い	1年		2,400	15	1835	ペンキ	1日	64
33	1768	召使い	1年		2,400			左官	1日	64
隆34	1769	駕籠かき	1駅	15				大工	1日	64~70
35	1770	店舗手伝い	1月		500			石工	1日	48
47	1782	運搬	1包		$7 \sim 8$			画工	1日	64
44	1779	左官	1件		1,900			表具師	1日	64
50	1785	家畜を殺す	1月		800			左官	1日	100飯
53	1788	部屋の修築	1日		64			画工	1日	120飯
		刑務所の修築	1日		64	16	1836	召使い	1月	800
		大工	1日		80	17	1837	召使い	1年	1,000
		石工	1日		72	18	1838	民宿の手伝い	1日	50
55	1790	石炭窯	1月		1,400	19	1839	炊飯・洗濯	1月	300
58	1791	放牧	1年		3,000			召使い	1月	800
嘉慶 2	1795	召使い	1年		2,000	20	1840	店舗手伝い	1月	800
道 5	1825	日雇い	1日		40	21	1841	ペンキ	1日	60
光		木材の運搬	1日		78	24	1844	民宿の手伝い	1月	1,000
		部屋の修築	1件		26,000	25	1845	棉花店の店員	1年	24,000
10	1830	毛氈の手伝い	1年		1,200					

出所:『清代乾嘉道巴県档案選編』上冊「(四) 雇工」35-38 頁, 下冊「(七) 雇用, 工価」87-90 頁。

六年の七月と十二月に巴県諭示(掲示により通達すること)が2通あった。 そのうち1通を取り上げる。

嘉慶十六年七月初七巴県諭示

为再行严禁事

前闻渝城内外挑择小钱,及较场坝地方,有钱市之设,节经出示严禁之

²⁸⁾ 同12,253頁。

案。迨乃近日访闻文较场坝地方,仍有不肖之徒,摆钱桌,收买小钱,转卖钱铺,搀和行用穷。民以银易钱之后,而市中则苛择小钱,不能行驶,钱铺又不肯掉换,不得不持赴较场减价卖去,小民夹受其累,闻之实堪痛恨。 ……为此示仰城内外钱铺人等知悉□□□□□□,其市中买卖,除铅钱,铁钱不许行使外,其余大小铜钱,一律行使,概不准复有苛择。该钱铺人等,亦不得再向钱桌收买小钱、图利妄害……

(訳文), 巴県の城内外で小銭が厳しく選別され, 較場(地名)で銅銭交換の場所が設けていることを聞いて, 厳しく禁止した。しかし, 最近, 「不肖である徒」がそこでまた銅銭交換を行い, 小銭を買って銭舗(銅銭の両替店)に転売し, 銭舗がその小銭を混ぜて交換したことと聞いている。貧しい民は銀で銅銭を兌換した後, 市場で小銭を厳しく選別され, 使用できず, 銭舗が交換してくれなくて, 仕方なく較場で値下げして売るしかなかった。庶民が挟まれ, 苦しんでいる。痛恨を実感している。……したがって, 城内外の銭舗を経営している人たちに知らせる。□□□□□□, 市場の売買する時に, 鉛銭・鉄銭を行使することを許さない以外に, ほかの大小銭 (大銭は制銭を指す。小銭は地方通貨の銅銭を指すであろう)が一律に行使し, 厳しく選別することを禁じる。 銭舗を経営している人たちは小銭を購入して, 利益を企むことを禁じる。……

もう1通の内容も大体同じもので、小銭を売買することや、小銭を銅銭両替店で混じられて庶民に両替することを禁じている。この2通から、嘉慶16 (1811) 年前後に、鉛銭・鉄銭以外の小銭の通用については巴県ではある程度認められていた。

私鋳銭がどのような比率で使用されていたかについて道光 3 (1823) 年の記録からうかがうことができる。例えば、「沙銭」という悪質銭について、銭舗は銀 2、3 銭 (1 銭=0.1 両)で「青沙銭 | 1 串 (1,000 文)、銀 3、4 銭で「黄

沙銭」1 串と交換され、制銭 $200\sim300$ 文で「沙銭」1 串と交換することができた 29 実際に通用している銅銭 100 文の中には実際、制銭(官銭)40-60 文しかなく、そのほかに「湖南銭」と言われる悪質な小銭が混じっている 30

道光 5 (1825) 年の上申書³¹⁾ によると、「青沙」「黄沙」などの私鋳銭が外地から巴県に流入してきており、銭舗は、私鋳銭を買い上げて、1,000 文に対して、制銭 400 文と私鋳銭 600 文の割合で交換した。較場周辺で「大黄沙」等という私鋳銭 100 文が制銭 60~70 文で交換でき、更に品質の悪い私鋳銭が制銭 40~50 文で交換できた。貧しい人々は銭舗で銀銭を交換する時に私鋳銭を混ぜられ、交換することが出来なくて、較場周辺で制銭を買い戻すことにした。米 1 斗が銅銭 670~680 文で買えたが、貧しい人々は私鋳銭による「二重の損害」により、米 1 斗が 820~830 文になった。加えて、貨幣同士の交換は一層難しくなっていた。乾隆 58 (1793) 年に私鋳銭が厳しく取り締まられてから、20 年後、嘉慶 24 (1819) 年に銭法が一新され、裕福な家、塩商の交易が制銭で用いられるようになった。私鋳銭の被害は金持ちや小商売に従事するものに損害をもたらしたのではなく、貧しい人々に対して特に弊害をもたらした。

それ以外の12件は、私鋳銭の使用、持ち、預かりにより捕まったことについての、訴訟案件としての記録書と罪を認めた書類である。

以上の分析からみると、巴県の役所では清政府の制銭使用を薦め、私鋳銭の使用を禁止することが日々行われた。制銭のほかに、市場で通用している銅銭が存在したが、その種の銅銭よりもっと品質が悪かった鉛銭・鉄銭もあり、それらも禁止されていた。但し、嘉慶期に市場の安定を維持するために、大小銭が認められていたことから、そのことが私鋳銭の使用に拍車をかけたと理解して良いであろうか。乾隆 58 (1793) 年に小銭の横行32) を厳しく取り締まった

²⁹⁾ 同12,255頁,「道光三年八月二十八日川東兵备道札」。

³⁰⁾ 同12,「道光三年十月二十五日重慶府札」,255頁。

³¹⁾ 同12,「道光五年二四日城乡绅耆约客雷弟华等二十一人禀状」,257頁。

以降,嘉慶24 (1819) 年まで制銭を用いたことは正常になっていたが,小銭を完全に使用停止したとは言えない。そして,道光期に入ると,「青沙」「黄沙」等悪質私鋳銭が禁止していたが,制銭との兌換について実際には巴県市場で行われつづける状態であったと考えられる。

第5節 貨幣使用の実態

清代の貨幣制度は一般的に銀、銭併用している並行本位制であると言われ、その特徴は、銀両・銅銭が同時に使用され、すなわち「我朝銀、銭兼権、実為上下通行之貨幣」³³⁾ということである。しかし、銀銭並行本位制と言いながら、その標準が明確になっていない。銀両が秤量貨幣でありながら、税額や財政の指標として用いられる本位貨幣であったが、銀両の鋳造を民間に委託したため、清政府が完全にコントロールできない貨幣であった³⁴⁾また、銅銭は政府が鋳造した計数貨幣であったため正貨であった。貨幣政策として、銀両との公定比価を設定して、民間市場に供給したが、政府への還流をさせなくて、銀両とのバランスを維持する役目になってしまった部分があるといえよう。税収において、「銀七銭三」³⁵⁾と定められたが、貨幣政策により、制銭が民間に使われるために、国庫に還流しない仕組みであった。すなわち、税収である銀両が中央政府に解運(送る)されたが、銅銭収入が地方政府の支出や、備蓄用の穀物を買い上げる時に使われたために、留存(留める)していた。そして、乾隆期に私鋳銭の使用と鋳造を防ぐために、「青銭」を作り始め、私鋳銭を禁止するなどの措置でとられてきたが、地方市場で私鋳銭の問題がたびたび発生

³²⁾ その時期と山本進が指摘したことが一致している。乾隆末期に清政府の制銭政策堅持について、厳しい取り締まりにより、四川省の小銭が湖広に移入したことを制止し、制銭流通の復活を実施したと論及している(『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会、2002年、84-89頁)。

^{33) 『}清朝文献通考』巻 13, 「銭幣一」, 第 4965 頁。わが朝の銀と銭は同じ権利を持ち, 実は上と下(中央と地方、皇帝と庶民を指す)で通用する貨幣である。

³⁴⁾ 拙稿「清代における福建省の貨幣使用実態-土地売券類を中心として-|, 158-9頁。

³⁵⁾ 光緒『大清会典事例』巻 220. 「戸部・銭法・搭放兵餉」。

し、完全に取り除けない状況であった。

以上の分析より、巴県の市場では乾隆期に銅銭が小額でも高額でも多く使用され、日々の取引に広く浸透しており、嘉慶期以降、銀両・銅銭使用が並立していたと推測できる。その理由の一つとして、以下のように考えることもできる。長江上流の商品・物資が巴県という中継点を経由して長江下流に移出したため、取引が多く行われた。四川の1人平均制銭使用量によれば、乾隆20(1755)年までに1,249~1,769文で、乾隆60(1795)年までに790~878文で、嘉慶16(1811)年までに420~464文であろうと推計している。四川省の成都府鋳造局とやや離れていたが、交易の拡大により、大量に鋳造した制銭が巴県に流入され、多く使用されるようになった。その結果、乾隆期に制銭を含めた銅銭使用の拡大と浸透が速やかになった。

そして、乾隆期に銀1両が制銭800 文で換算することを前述で分析したように、良質な制銭が市場で信頼され、土地売買等の高額な取引で使用された。山本進は乾隆末期に小銭の使用が厳しく弾圧されたことにより、四川の銀銭比価が1:1000で維持することができたと論述している300 嘉慶期に制銭と小銭を同時に使用したことがある程度を認められ、その他の鉄銭や鉛銭がよく禁止されていたことが分かる。そうすると、両替商人は国家公定貨幣である制銭と小銭の間に、制銭に対して高い比価で交換し、小銭を制銭より低い比価で交換したようにした。貧しい人々が小銭で交換する時に損害をもたらし、生活を維持することが出来なくなったため、巴県の役所は制銭・小銭を同時使用するという命令をたびたび出した。それが巴県という地域内において安定な秩序を維持するための方法であったが、同時に銀・銭比価の混乱をもたらす理由の一つであったとも思われる。すなわち、嘉慶・道光期に制銭の鋳造と供給が減少することや、人口の増加により1人平均使用銅銭量が減少し、銅銭の需要が満足で

³⁶⁾ 拙稿「清代における銅銭鋳造量の推計-順治~嘉慶・道光期を中心として-」『松山大学論集』第21巻第3号,2009年3月,表3-3。

³⁷⁾ 同32, 巴県以外の県も1両=1,000文で回復したと指摘している。脚注81,275-6頁。

きない状態になり、乾隆期に制銭で行われた私鋳銭の混用により、市場の私鋳 銭が出回るようになり、高額な取引が銀両で決済するようになった。

利用している訴訟案件の中に例1のように、乾隆33 (1768) 年の土地売買に制銭800文計算する以外に、「乾隆三十二年又七月楊衛公等議約」³⁸⁾ に1両=800文という比価で議定していた。「紋銀937両整は銅銭937串整」³⁹⁾ 例2の「銀20両と市場の通用銭65千文は合計銀と銭で85千文になる」、道光24 (1844) 年に1両=1,378文というものがあった⁴⁰⁾「銀十二錠一元、共重一百二十一両零三銭、共合銭一百七十串文正」⁴¹⁾「銀二十四、共合銭三十千文正」⁴²⁾ 銀銭比価について明記している契約文書が合計6件しかなかった。銅銭表示の場合に「千文」という単位で標示された件数も多かった。1両=千文という比価が長期に存在したので、当該地の人々の頭で「千文=1両」という意識が強かったと言えるであろうか。道光期になると、銅銭が安くなった。その銀両表示の場合も、「97紋銀」というように、銀の純分率を標識された契約が8割以上あると判明している。

以上の6例は岸本美緒が議論している「七折銭」⁴³と同じ例と認識している。その解釈について,以下の理由ではないかと筆者は考えている。市場で用いられている銅銭は制銭と小銭が並存している中で,小銭を銀両と兌換した時に,両替商人が当時の銀銭比価より低い数値で換算したので,損害をもたらした。制銭なら,1両=800文であったはずが,小銭なら,1両=700文という低い数値で交換された可能性がある。そして,私鋳銭の問題で明らかになったように,貧しい人々が両替する際に,「二重の損害」を受けたことはよくあった。そのような損害を避けるために,「七折銭」のような実際通用した銅銭が

³⁸⁾ 同12,456頁。

³⁹⁾ 同22, 90-1頁。

⁴⁰⁾ 同 12, 473 頁。

⁴¹⁾ 同 12, 128 頁, 「郭徳侖買銀約」。

⁴²⁾ 同 12, 129 頁, 「郭徳侖買銀約」。

⁴³⁾ 岸本美緒「「七折銭」の慣行について」, 327-328 頁。

現地市場で公認され、制銭も含まれる広範な小銭として巴県で認められた。銀 銭兌換する時にリスクを避けるための銅銭慣行措置である可能性も高い。

むすび

これまで清代四川巴県の訴訟案件を利用して、考察してきた。分析対象件数が多くなかったために、断定は避けねばならないが、その内容が訴訟案件の記録として使われたものなので、当時の経済状況に近いものであることは間違いないであろう。巴県の場合は福建と京師と違った特徴が下記のように少なくとも言えるであろう。

- ① 高額な土地契約に関しては、乾隆年間に銅銭表示が多く見られ、嘉慶~ 道光期に銀両と銅銭表示が同時に使われたが、銀両が若干多く使われてい たと明らかにしている。そして、銀両建ての際、銀両の種類と品質が強調 され、明記されている契約がほぼ8割以上であった。
- ② 小額な米価などの物価や雇用工価に銅銭使用が多かった中で、銀両表示もあった。
- ③ 道光30 (1850) 年まで、巴県では外国貨幣であった銀元使用が一件もなかった。長江を利用して四川の食糧と湖南の棉との取引は盛んであったが、福建・広東のように銀元使用がまだなかったようである。
- ④ 乾隆期に銅銭が多く使用されたことは、銅銭鋳造の原料が豊富な内陸の省としての四川省の制銭鋳造と供給により、四川の地域内に銅銭が多く出回った事実と一致している。嘉慶期以降に、鋳造量の減少と人口の増加により、1人平均制銭使用量が減少し、その代わりに、銀両使用が多くなってきたと予測できる。
- ⑤ 清政府は私鋳銭を一貫して禁じてきたが、完全には防止できなかった。 庶民生活において、常に損害を受けている状態であった。小額な計数貨幣 である銅銭が不可欠なものなので、損害を避けるために、市場で容認され ている通用銭が流通され、ある程度制銭の不足分を担ったと考えられる。

史料全体を公開・出版することにともない,本稿で分析した結論の修正が必要になると思われる。また,巴県においていつ銀元(外国貨幣)を使用し始めたかという課題も残されているであろう。

*本稿にあたり、岩橋勝先生と西村雄志先生に目を通していただき、校正してくださったことをこの場を借りて謝意を表したい。

参考文献

(史料集)

- 1. 『道光重慶府志』(清) 寇宗纂, 王夢庚修巴蜀書社, 1992年。
- 2. 乾隆『巴県志』(乾隆 25 年序) 王爾鑑纂修, 出版者不明, 出版地不明。早稲田大学古典 籍総合データベース。
- 3. 四川省档案館編『清代巴県档案匯編』档案出版社,1991年。
- 4.四川省档案館,四川大学歷史系主編『清代乾嘉道巴県档案選編』四川大学出版社,(上冊)1988年,(下冊)1996年。
- 5. 『魏源記』中華書局, 1976年。
- 6. (清) 楊芳燦等撰『四川通志』嘉慶 21 (1816) 年。

(二次文献)

[中文]

- 1. 彭朝貴·王炎主編『清代四川農村社会経済史』天地出版社, 2001年。
- 2. 孫暁芬『清代前期的移民塡四川』四川大学出版社, 1997年。
- 3.魏金玉「清代押租制度新探」『中国経済史研究』1993年第3期。
- 4. 呉量愷「清前期農業雇用的工価」『中国社会経済史研究』1983年2期。

[日文]

- 1. 岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年。
- 2. 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会, 1994年。
- 3. 宮嵜洋一「清代四川省の鉱山と寺院経営-重慶府巴県の炭鉱経営史料を中心に-」大正大学史学会『鴨台史学』 7号, 2007年。
- 4. 山田賢『移住民の秩序』名古屋大学出版会, 1995年。
- 5. 山本進『明清時代の商人と国家』研文出版、2002年。
- 6. 山本進『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会,2002年。
- 7. 李紅梅「清代における福建省の貨幣使用実態-土地売券類を中心として -」『松山大学 論集』第18 巻第3 号, 2006 年。
- 8. 李紅梅「清代福建省における経済発展と貨幣流通|『松山大学論集』第19巻第1号, 2007

年。

9. 李紅梅「清代における銅銭鋳造量の推計 ―― 順治~嘉慶・道光期を中心として ――」 『松山大学論集』第 21 巻第 3 号, 2009 年。